

# 三木里海水浴場駐車場管理業務委託仕様書

## 1. 業務の名称 三木里海水浴場駐車場管理業務

## 2. 業務の目的

三木里海水浴場における三木里海岸駐車場（三木里・名柄）の適正な管理運営を行うとともに、利用者のマナー遵守と安全確保を図る。また、尾鷲市駐車場条例（以下「条例」という。）に基づく適正な運営および駐車場有料化に伴う案内・説明等を通じ、利用者の利便性向上と円滑な駐車場運営を目的とする。

## 3. 業務範囲および場所

### （1）対象施設

三木里海岸駐車場（三木里）：尾鷲市三木里町 297 番地、297 番地 2

三木里海岸駐車場（名柄）：尾鷲市名柄町 486 番地、486 番地 1

### （2）委託期間

令和 8 年 7 月 4 日（土）から令和 8 年 8 月 23 日（日）まで（計 51 日間）

### （3）業務時間

基本業務時間：午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

供用終了確認：午後 6 時（供用終了時刻）以降に、管理員（または受託者の指定する担当者）は駐車場内を巡回し、残留車両の有無および施設状況の確認を行うこと。

※天候や海水浴場の状況により、市と協議の上、時間を変更する場合がある。

## 4. 業務内容

### （1）駐車場運営および使用料案内

使用料（1 日を上限に 1 回 1 台につき 1,000 円）の納付および予約方法の案内・説明。

供用時間（午前 5 時～午後 6 時）の周知徹底。

### （2）車両および場内管理

駐車対象は「普通自動車等」とする（条例第4条）。大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の駐車は認めない。

満車時の入場制限、および事故防止のための車両誘導。

条例第9条に定める「禁止行為（洗浄、たき火、火気使用、他者への迷惑行為等）」の監視・指導。

供用時間外（午後6時以降）の駐車車両に対し、警告文を掲示し、速やかに市へ報告すること。

午後6時以降の巡回時に、滞留車両を確認した場合は、供用終了の旨を伝達し、速やかな退去を促すとともに、その状況を記録・報告すること。

### （3）管理員の配置および体制

繁忙期（土日祝・お盆等）は2名、閑散期は1名を基本とする。管理員は連携を密にし、緊急時やトラブル発生時に迅速な対応が取れる体制を構築すること。

万が一の欠勤等に備え、交代要員を確保しておくこと。

### （4）報告・その他

日誌の記録および委託期間終了後の提出。

施設等の損傷を確認した場合は速やかに報告すること（条例第10条・11条関連）。

場内の巡回（不審者、いたずら等のチェック）、放置ゴミの回収・分別・集積場所への搬出（市のルールに従うこと）。

## 5. 管理体制および服装等

（1）配置人数：4.（3）の通りとする。

（2）服装・備品：管理員として認識できる制服または指定のビブス、帽子を着用すること。緊急連絡用スマートフォン、ホイッスル、懐中電灯、警告文等を常備すること。

（3）経費負担：本業務に必要な消耗品、通信費、車両燃料費、管理員の賃金、保険料等は受託者の負担とする。

## 6. 緊急時の対応・安全管理

（1）事故発生時：救命活動を最優先とし、速やかに消防（119）、警察（110）、尾鷲市商工観光事業推進課へ連絡すること。

- (2) 警察対応：盗難、器物損壊、悪質なトラブル発生時は警察へ通報し、尾鷲市商工観光事業推進課へ報告すること。
- (3) 免責事項の周知：駐車場における事故・盗難について市は責任を負わない旨を、必要に応じて利用者に伝えること（条例第11条）。

#### 7. 台風・荒天時の対応

- (1) 遊泳禁止措置：高波、雷、台風接近等により遊泳禁止となった場合、速やかに場内への周知および案内表示を行うこと。
- (2) 営業制限：市による供用休止・制限の指示があった場合は、それに従うこと（条例第3条第2項）。
- (3) 安全確保：荒天時は管理員の安全も優先し、市と緊密に連携すること。

#### 8. 受託者の遵守事項

- (1) 個人情報の保護：業務上知り得た利用者の個人情報は適切に取り扱うこと。
- (2) コンプライアンス：法令および公序良俗を遵守し、丁寧な対応を行うこと。
- (3) 指示事項の履行：本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた際は、速やかに尾鷲市商工観光事業推進課の指示・判断を仰ぐこと。

## 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。